

平成 29 年 8 月 30 日

【照会先】

医政局経済課

課長補佐 松野 強

企業係長 田村 早樹子

(代表電話)03(5253)1111

(内線 2530、2531)

(直通電話)03(3595)2421

産業競争力強化法に基づく「事業再編計画」の認定について

厚生労働省は、株式会社BIKENから提出された産業競争力強化法に基づく「事業再編計画」について、平成29年8月30日付けで認定を行いました。

1. 事業再編計画の認定

株式会社BIKENから提出された「事業再編計画」について、産業競争力強化法第24条第1項の規定に基づき審査した結果、同法第2条第11項に規定する事業再編を行うものとして、同法で定める認定要件を満たすと認められるため、「事業再編計画」の認定を行いました。

今回の認定により、不動産登記及び商業登記の登録免許税の軽減措置並びに現物出資の調査に関する特例（現物出資に係る検査役調査を不要とするもの）を受けることが可能となります。

2. 事業再編計画の実施時期

開始時期 平成 29 年 9 月 ～ 終了時期 平成 32 年 3 月

3. 申請者の概要

名 称：株式会社BIKEN

住 所：香川県観音寺市瀬戸町4-1-70

代表者：代表取締役社長 宅 康次

資本金：5千万円

4. 事業再編の概要

当該計画は、株式会社BIKENが親会社である一般財団法人 阪大微生物病研究会（以下「BIKEN財団」という。）を引受先とする株主割当増資を実施し、BIKEN財団がワクチン事業に関連する資産の現物出資及び金銭出資を行うとともに、BIKEN財団が保有する株式会社BIKEN株式の33.4%を田辺三菱製薬株式会社に譲渡することにより、BIKEN財団が持つ製造技術に田辺三菱製薬株式会社のコスト管理・生産管理体制を導入することで、ワクチンの安定供給体制の強化を図ることを目指します。

様式第十八（第13条関係）

認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

平成29年8月30日

2. 認定事業者名

株式会社BIKEN

3. 認定事業再編計画の目標

(1) 事業再編に係る事業の目標

一般財団法人 阪大微生物病研究会（BIKEN 財団）は、「優れたワクチンを通じて、世界中の大切な生命を守る」を創業以来の使命とし、80年以上にわたって、ワクチン専門メーカーとして様々な感染症予防ワクチンの研究開発に尽力し、数々の日本初のワクチンを創出してきた。現在、製造販売元として、国内で最も多くの量のワクチンを供給しているが、昨今の感染症の発生動向や他社のワクチン供給状況等により、当会へのワクチンのさらなる供給拡大が期待されている。生産能力の拡大のために、生産2拠点体制を確立するため、従来からの観音寺研究所（八幡）に加え、瀬戸事業所での生産施設の立ち上げに尽力中である。

一方、田辺三菱製薬株式会社（田辺三菱製薬）は、BIKEN 財団が製造するワクチンの販売元として、50年以上にわたりBIKEN 財団と相互連携しており、ワクチン事業はその中核事業の一つである。

BIKEN 財団が今般新たに設立した株式会社BIKENでは、BIKEN 財団の生産部門を分社化し、そのワクチン製造技術を基軸として、田辺三菱製薬の医薬品生産に関するシステムや管理手法等を融合する。この取り組みにより、瀬戸事業所への生産施設移管、立ち上げをスピードアップし、2019年までに予定している生産基盤の強化、すなわち2拠点体制の確立をさらに加速させることで、ワクチンのさらなる安定供給への貢献をめざす。

(2) 生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標

計画の対象となる事業の生産性の向上としては、平成31年度には平成28年度に比べて、従業員1人当たり付加価値額を13%向上させることを目標とする。

財務内容の健全性の向上としては、平成31年度において当社の有利子負債はキャッシュフローの▲0.7倍、経常収支比率は138.0%となる予定である。

4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容

(1) 事業再編に係る事業の内容

① 計画の対象となる事業

ワクチン事業

〈選定理由〉

BIKEN 財団は、80年前の創業以来、「優れたワクチンを通じて、世界中の大切な生命を守る」を使命として感染症予防に貢献してきた。今回ワクチン事業の中で、さらなる安定供給への貢献を目指すために、BIKEN 財団からワクチン製造部門を分社化し、そのワクチン製造技術に田辺三菱製薬の医薬品生産に関するシステムや管理手法等を融合することで、生産基盤の強化及び生産の2拠点体制を実現し達成する。

② 実施する事業の構造の変更と分野又は方式の変更の内容

BIKEN 財団のワクチン製造部門を、新設した株式会社BIKEN に承継することで、ガバナンス体制、収益・コスト管理体制、生産基盤の強化によって、意思決定の迅速化、事業活動の効率化を図る。また、八幡、瀬戸事業所の2拠点体制の確立をさらに加速させることで、ワ

クチンのさらなる安定供給への貢献をめざす。

さらに、民間企業のコスト管理・生産管理体制導入のため、当社は親会社のBIKEN財団より、田辺三菱製薬への株式の譲渡を行う。

なお、当該事業再編計画による生産性の向上は当該事業分野における市場構造に照らしても持続的なものと見込まれる。

また、当該事業分野は過剰供給構造にはなく、さらに一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものではない。

(事業の構造の変更)

・出資の受入れ

株式会社BIKEN は、親会社であるBIKEN 財団を引受先とする株主割当増資を実施し、BIKEN 財団はワクチン事業に関連する資産の現物出資ならびに金銭出資を行う。

増資額：47,800,000,000 円（うち23,900,000,000 円を資本金へ組み入れ）

増資前の資本金：50,000,000 円

増資後の資本金：23,950,000,000 円

増資の方法：株主割当増資

増資予定日：平成29年9月1日

増加する資本金のうち、現物出資は次のとおり。

① 現物出資者：一般財団法人阪大微生物病研究会

② 現物出資する資産：ワクチン製造設備

③ 現物出資額：37,724,712,674 円（消費税込み）

・合併事業の形成

BIKEN 財団は保有する株式会社BIKEN 株式の33.4%を田辺三菱製薬に譲渡する。

譲渡する株式数：334 株

発行済株式総数：1000 株（譲渡時点見込み）

株式譲渡予定日：平成29年9月1日

・資本金の減少

株式会社BIKEN は、資本金の減少手続きを実施する。

減資額：23,850,000,000 円

減資前の資本金：23,950,000,000 円

減資後の資本金：100,000,000 円

減資予定日：平成29年10月（予定）

(事業の分野又は方式の変更)

八幡、瀬戸事業所の2拠点体制の確立によるワクチンの安定供給体制の強化、水痘ワクチンの帯状疱疹市場への投入（帯状疱疹ワクチン）、その他ワクチン製品のアジア市場への投入を行う計画である。これらの施策により、平成31年度の帯状疱疹ワクチンの総売上高に対する比率を16%とすることを目標とする。

(2) 事業再編を行う場所の住所

大阪府吹田市山田丘3-1

BIKEN 財団本部

香川県観音寺市八幡町2-9-41

BIKEN 財団 観音寺研究所（八幡）

香川県観音寺市瀬戸町4-1-70
BIKEN 財団 観音寺研究所 瀬戸事業所

東京都東村山市久米川町5-34-4
BIKEN 財団 ポリオ研究所

香川県観音寺市瀬戸町4-1-70
株式会社BIKEN 本社

(3) 関係事業者・外国関係法人に関する事項

BIKEN 財団

当社の発行済株式総数の100%を保有しており、関係事業者に該当する。なお、合併事業の形成後も引き続き66.6%を保有することとなる。

(4) 事業再編を実施するための措置の内容

別表1のとおり

5. 事業再編の実施時期

(1) 事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期：平成29年9月

終了時期：平成32年3月

6. 事業再編に伴う労務に関する事項

(1) 事業再編の開始時期の従業員数（平成29年8月末時点）

株式会社BIKEN 0名

BIKEN 財団 937名

(2) 事業再編の終了時期の従業員数

株式会社BIKEN 671名

BIKEN 財団 375名

(3) 事業再編に充てる予定の従業員数

株式会社BIKEN 671名

BIKEN 財団 0名

(4) (3)中、新規に採用される従業員数

株式会社BIKEN 0名

BIKEN 財団 193名

(5) 事業再編に伴い出向または解雇される従業員数

出向受入予定人員数 671人

出向予定人員数 なし

転籍予定人員数 なし

解雇予定人員数 なし

7. 事業再編に係る競争に関する事項

計画の対象となる事業分野において、適正な競争は確保される。なお、本事業再編計画は公正取引委員会への協議を行っており、本事業再編計画は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律上の問題が無い旨の回答を得ている。

別表 1

1. 事業再編の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
法第2条第11項第1号の内容		
<p>へ 出資の受入れ</p>	<p>株式会社 BIKEN の出資の受入れ</p> <p>① 増加前資本金：50,000,000 円</p> <p>② 増加する資本金：23,900,000,000 円 (資本準備金：23,900,000,000 円)</p> <p>③ 増資の方法：株主割当増資</p> <p>③ 増資予定日：平成 29 年 9 月 1 日</p> <p>増加する資本金のうち、現物出資は次のとおり。</p> <p>① 現物出資者：一般財団法人阪大微生物病研究会</p> <p>② 現物出資する資産：ワクチン製造設備</p> <p>③ 現物出資額：37,724,712,674 円（消費税込み）</p>	<p>租税特別措置法第 80 条第 1 項第 1 号（認定事業再編等に基づき行う登記の税率の軽減）</p> <p>租税特別措置法第 80 条第 1 項第 4 号（資本金の額の増加に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減）</p> <p>法第 30 条（株式発行等に係る現物出資の調査に関する特例）</p>
法第2条第11項第2号の要件		
<p>イ 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供による生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成の変化</p>	<p>八幡、瀬戸センターの 2 拠点体制の確立によるワクチンの安定供給体制の強化、水痘ワクチンの帯状疱疹市場への投入、その他ワクチン製品のアジア市場への投入を行う計画である。これらの施策により、平成 31 年度の総売上高に対する帯状疱疹ワクチンの比率を 16%とすることを目標とする。</p>	